

船内高所作業等で用いる「安全ベルト」等が 「墜落制止用器具」に 変わります！

令和5年4月
から

1. 「安全ベルト」「命綱」が「墜落制止用器具」に変わります

令和5年4月より、「安全ベルト」及び「命綱(墜落制止のために使用されるもの)」が「墜落制止用器具」(注1)に変わります。(船員労働安全衛生規則の改正)

(注1)「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月厚生労働省告示第11号)に適合する(「墜落制止用器具の種類」が表示されている)ハーネス型(一本つり)又は胴ベルト型(一本つり)。墜落制止用器具には、「胴ベルト型(U字つり)」は含まれません。

2. 墜落制止用器具は「ハーネス型」の使用が原則です(※)

※着用者が墜落時に床面又は海面に到達するおそれのある場合(高さ6.75m以下)には、「胴ベルト型(一本つり)」の使用ができます。



3. ハーネス型を使用する場合「特別教育」が必要です

墜落制止用器具の使用が義務の作業(注2)であって、ハーネス型を使用して船員に行わせる場合には、特別教育(注3)を行う必要があります。

(注2)①高所作業、②げん外作業、③漁ろう作業、④船倉内作業(防網、防布等を張る等の墜落危害防止措置を講ずる場合を除く)、⑤着氷除去作業。

(注3)社内教育や船員災害防止協会が実施する講習等。学科及び実技の計3時間以上実施。

ご不明な点等は最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください



国土交通省